

## 大分県新型コロナウイルス感染症対応緊急支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 振興局長は、新型コロナウイルス感染症による悪影響を受けた地域経済・社会の維持と復興を図るため、振興局長が適当と認めたものが大分県新型コロナウイルス感染症対応緊急支援事業実施要領（令和2年5月18日 伺い定め）に基づき、大分県新型コロナウイルス感染症対応緊急支援事業を実施するのに要する経費並びに当該事業に対し市町村が補助する場合に当該補助に要する経費に対して、予算の定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付については、大分県補助金等交付規則（昭和43年大分県規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象経費及び補助率等)

第2条 この補助金の交付の対象となる経費、補助率及び補助限度額等は、別表1及び別表2に定めるところによる。

(補助金の交付申請)

第3条 規則第3条第1項の規程による申請は、補助金交付申請書（第1号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて、振興局長が定める期日までに振興局長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) その他知事が必要と認める書類

2 規則第3条第3項の規定により、申請書若しくは添付書類に記載すべき事項又は添付すべき書類のうち省略することのできるものは、同条第2項第1号、第2号及び第6号に掲げる事項とする。

3 第1項の規定による申請書を提出するにあたって、補助事業者について、当該補助金に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法に規定する仕入に係る消費税等額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助条件)

第4条 規則第5条の規定による交付条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更（知事の定める軽微な変更を除く。）を行う場合は、補助事業変更承認申請書（第4号様式）を振興局長に提出し、その承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、振興局長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに補助事業事故報告書（第5号様式）を振興局長に報告し、その指示を受けること。
- (4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び

契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。

- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した施設、機械、器具、備品等（以下「財産」という。）は、財産台帳及びその他関係書類を整備保管し、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその効率的運用を図ること。
  - (6) 財産は、振興局長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保の用に供してはならないこと。ただし、補助金の交付の目的及び耐用年数を勘案し、当該財産の耐用年数が減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）で定める耐用年数を経過した場合はこの限りでないこと。
  - (7) 財産のうち、一件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものを処分しようとするとき（大蔵省令に規定する耐用年数を経過している場合を除く。）は、あらかじめ振興局長の承認を受けなければならないこと。
  - (8) 振興局長は、前項の承認をした補助事業者に対し、当該承認に係る取得財産等の処分により収入があるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることができるものとする。
  - (9) 第3条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第10条の規定による実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告すること。
  - (10) 第3条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第11条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書（第6号様式）によりその金額（前号の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに振興局長に報告するとともに、当該金額を返還すること。
  - (11) 補助事業者は、暴力団員（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者であってはならない。
  - (12) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。
  - (13) 補助事業者は、間接補助事業者に補助金を交付するときは、この項の第1号から第12号に掲げる条件を付さなければならない。この場合、「補助事業」を「間接補助事業」に、「補助事業者」を「間接補助事業者」に、「振興局長」を「補助事業者」に読み替えるものとする。
- 2 規則第5条第1項第1号の規定による知事の定める軽微な変更の範囲は、次に掲げる変更以外の変更とする。
- (1) 補助対象経費の変更で補助金額に変更を及ぼすもの
  - (2) 補助対象経費の30パーセントを超える増減
  - (3) 事業の実施箇所や事業内容の重要な変更

（補助金の交付決定の通知）

第5条 規則第6条の規定による通知は、補助金交付決定通知書（第7号様式）により行うものとする。

(申請の取り下げのできる期間)

第6条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、補助金交付決定通知書を受理した日から起算して15日を経過した日までとする。

(状況報告)

第7条 振興局長は、必要に応じ、補助事業者に対し、事業の遂行状況に関する報告を求めることができる。

(補助金の交付方法)

第8条 この補助金は、精算払の方法により交付するものとする。ただし、振興局長が必要と認める場合は、概算払の方法により交付することができる。

(補助金の交付請求)

第9条 補助金の交付決定の通知を受けたものが、補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書(第8号様式)を振興局長に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 規則第12条の規定による実績報告は、補助事業実績報告書(第9号様式)によるものとし、次に掲げる書類を添付し、補助事業の完了若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに、振興局長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(第10号様式)
- (2) 収支精算書(第11号様式)
- (3) 契約書又は見積書の写し
- (4) 財産、成果物及び取組状況等の写真
- (5) 領収書又は請求書の写し
- (6) 財産管理台帳の写し
- (7) 間接補助事業の場合、間接補助事業者が補助事業者に対してする実績報告に関する書類の写し
- (8) その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定通知)

第11条 規則第13条の規定による通知は、補助金の額の確定通知書(第12号様式)により行うものとする。

(書類の提出部数)

第12条 規則及びこの要綱の規定により補助事業者が振興局長に提出する書類の部数は1部とし、その様式及び提出期限は、この要綱の本則に定めのあるもののほか、別に知事が定めるものとする。

附 則

この要綱は、交付の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

別 表 1

補助事業者	<p>新型コロナウイルスで影響を受けた地域経済・社会の緊急的な支援及び社会の復興に取り組もうとする各種団体で振興局長が補助事業者として適当と認める者</p> <p>※各種団体とは、地域団体、業界団体、職員団体、各種協働組合等をいう。個人・個別企業・市町村を除く。（任意団体か法人格を有するかは不問）</p>
補助率 補助限度額	<p>補助対象経費の10/10以内、ただし1,000千円を限度とする</p>
補助対象事業	<p>新型コロナウイルスで影響を受けた地域経済・社会の緊急的な支援及び社会の復興につながる取組で振興局長が認めるもの</p> <p>○最低限の日常生活の維持や企業経営の維持（雇用の確保）、地域コミュニティ・県民活力の存続・維持に繋がる取組など緊急性が高いもの</p> <p>○日常生活の回復に係る取組や顧客の回復、発展のための戦略的な取組、ふれあい・交流を通じた地域ネットワークの回復につながる取組</p>
補助対象経費	<p>上記の補助対象事業に要する経費で、人件費などの事務的・管理的な経費及び用地取得費等を除く経費</p> <p>※令和2年4月1日以降の事業を実施するのに要する経費についても、遡及して適用する。この要綱策定以前に終了している案件についても特別に適用する。</p>

## 「補助対象経費」詳細

科 目	補 助 対 象 経 費 の 内 容
賃金	イベント等において必要となる臨時的アルバイトの費用等
報償費	イベント等において支払われる専門家・講師等に対する謝金等
旅費	イベント等において支払われる専門家・講師等に対する旅費や事業を進める上で必要な調査研究等に必要な交通費等
需用費	チラシ作成費や会議資料印刷費等 事業を進める上で必要最低限な文具代や日用品代、のぼり旗等の購入費 商品作成等に必要な燃料費 原材料及び副資材の購入に要する経費（当該年度内に使用するものに限 り、売上等によって回収されるものは対象としない。）
役務費	事業執行上必要な電話、プロバイダ使用料等の通信費や郵送、宅配便等 の運搬用費用 イベント等に必要な広告・宣伝の費用等
委託料	設計委託やホームページ制作委託費等
使用料及び賃借料	事業執行上必要な事務所等の賃料、備品のリースに要する経費及び会場 等の借り上げ料等
備品購入費	事業執行上不可欠な備品の購入に要する経費
負担金	資料情報収集代、研修会等参加費等

第1号様式(第3条関係)

年度大分県新型コロナウイルス感染症対応緊急支援事業費補助金交付申請書

番 号  
年 月 日

大分県〇〇振興局長 殿

補助事業者

住 所

名 称

代表者名

㊞

年度において、下記のとおり大分県新型コロナウイルス感染症対応緊急支援事業を実施  
したいので、 補助金 円を交付されるよう、大分県新型コロナウイルス感染症  
対応緊急支援事業費補助金交付要綱第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業の目的

2 補助事業の概要

3 補助事業の完了予定年月日

年 月 日

4 添付書類

(1) 事業計画書(第2号様式)

(2) 収支予算書(第3号様式)

(3) その他知事が必要と認める書類

補助金振込み口座

振込先銀行名(支店)

口座名義、口座種別、口座番号

第2号様式(第3条関係)

事業計画書

事業名	
補助事業者名 (代表者連絡先)	
補助事業者 の概要	
補助事業箇所	
補助事業実施時期	年 月 日 ~ 年 月 日
補助事業の目的	
補助事業の内容	
補助事業の効果	



第3号様式(第3条関係)

年度収支予算書

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	予 算 額	積 算 の 根 拠	備 考
当該補助金			
市町村補助金			
その他			
内借り入れ金			
合 計			

(2) 支出の部

(単位：円)

区 分	予 算 額	積 算 の 根 拠	備 考
合 計			

第4号様式(第4条関係)

年度大分県新型コロナウイルス感染症対応緊急支援事業変更承認申請書

番 号  
年 月 日

大分県〇〇振興局長 殿

補助事業者

住 所

名 称

代表者名

㊟

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度大分県新型コロナウイルス感染症対応緊急支援事業について、下記のとおり変更したいので、承認されるよう大分県新型コロナウイルス感染症対応緊急支援事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定により申請します。

記

- 1 変更を必要とする理由
- 2 変更事項及びその内容

(注) 以下、第1号様式の記の2以下に準じて作成するものとし、変更前と変更後が比較対照できるよう二段書きにし、変更前をカッコ書きで上段に記載すること。

第5号様式(第4条関係)

年度大分県新型コロナウイルス感染症対応緊急支援事業事故報告書

番 号  
年 月 日

大分県〇〇振興局長 殿

補助事業者

住 所

名 称

代表者名

㊟

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度大分県新型コロナウイルス感染症対応緊急支援事業について、下記の事故が発生したので、大分県新型コロナウイルス感染症対応緊急支援事業費補助金交付要綱第4条第1項第3号の規程により報告します。

記

- 1 事故の内容及びその原因
- 2 事業の現在の進捗状況
- 3 現在までに要した経費
- 4 事故に対してとった処置
- 5 補助事業の遂行及び完了の予定

第6号様式（第4条関係）

年度大分県新型コロナウイルス感染症対応緊急支援事業費補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書

第 号  
年 月 日

大分県〇〇振興局長 殿

補助事業者

住 所

名 称

代表者名

㊟

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度大分県新型コロナウイルス感染症対応緊急支援事業費補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したので、大分県新型コロナウイルス感染症対応緊急支援事業費補助金交付要綱第4条第1項第10号の規定により、下記のとおり報告します。

記

1	補助金の額の確定額 ( 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)	金	円
2	補助金の額の確定時に減額した消費税等仕入控除税額	金	円
3	消費税等の申告により確定した消費税等仕入控除税額	金	円
4	要補助金返還相当額(3-2)	金	円

(注) 1 別紙の集計表を添付すること。

2 その他参考となる書類

消費税確定申告の写し及びその添付書類(補助金に係わるもの)を添付すること。

別 紙

年度大分県新型コロナウイルス感染症対応緊急支援事業費補助金に係る消費税等仕入控除税額集計表

仕入れに係る消費税額及び地方消費税額 (A)	補 助 率 (B)	仕入れに係る消費税等仕入控除税額 (A×B)	備 考
円		円	

(注) 1 「仕入れに係る消費税額及び地方消費税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により、仕入れに係る消費税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額を記載すること。

2 「仕入れに係る消費税等仕入控除税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法の規定により、仕入れに係る消費税額として控除できる金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額とする。

第7号様式(第5条関係)

年度大分県新型コロナウイルス感染症対応緊急支援事業費補助金交付決定通知書

番 号  
年 月 日

殿

大分県〇〇振興局長 [印]

年 月 日付け 第 号で交付申請のあった 年度大分県新型コロナウイルス感染症対応緊急支援事業費補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、大分県新型コロナウイルス感染症対応緊急支援事業費補助金交付要綱第5条の規定により通知します。

記

1 補助金の交付決定金額 金 円

2 補助条件

- (1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更（知事の定める軽微な変更を除く。）を行う場合は、補助事業変更承認申請書（第4号様式）を振興局長に提出し、その承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、振興局長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに補助事業事故報告書（第5号様式）を振興局長に報告し、その指示を受けること。
- (4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した施設、機械、器具、備品等（以下「財産」という。）は、財産台帳及びその他関係書類を整備保管し、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその効率的運用を図ること。
- (6) 財産は、振興局長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保の用に供してはならないこと。ただし、補助金の交付の目的及び耐用年数を勘案し、当該財産の耐用年数が減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）で定める耐用年数を経過した場合はこの限りでないこと。
- (7) 財産のうち、一件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものを処分しようとするとき（大蔵省令に規定する耐用年数を経過している場合を除く。）は、あらかじめ振興局長の承認を受けなければならないこと。
- (8) 振興局長は、前項の承認をした補助事業者に対し、当該承認に係る取得財産等の処分により収入があるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることができるものとする。
- (9) 第3条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第10条の規定による実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告すること。
- (10) 第3条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第11条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書（第6号様式）によりその金額（前号の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに振興局長に報告するとともに、当該金額を返還すること。
- (11) 補助事業者は、暴力団員（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者であってはならない。
- (12) その他大分県補助金等交付規則（以下「規則」という。）及び大分県新型コロナウイルス感染症対応緊急支援事業費補助金交付要綱の定めに従うこと。
- (13) 間接補助事業者に補助金を交付するときは、(1)から(12)に掲げる条件を付さなければならない。この場合、「補助事業」を「間接補助事業」に、「補助事業者」を「間接補助事業者」に、「振興局長」を「補助事業者」に読み替えるものとする。
- (14) 規則第5条第1項第1号の規定による知事の定める軽微な変更の範囲は、次に掲げる変更以外の変更とする。
  - ① 補助対象経費の変更で補助金額に変更を及ぼすもの
  - ② 補助対象経費の額の30パーセントを超える増減
  - ③ 事業の実施箇所や事業内容の重要な変更

(注1) 要綱第4条第1項第1号の規定による補助事業変更承認申請書に基づき、変更交付決定通知をするときは、この様式中「交付申請」を「変更承認申請」に、「交付」を「変更交付」に、それぞれ読み替えるものとし、記の1については、変更前を上段にかっこ書きで記載すること。

第8号様式(第9条関係)

年度大分県新型コロナウイルス感染症対応緊急支援事業費補助金交付請求書

番 号  
年 月 日

大分県〇〇振興局長 殿

補助事業者

住 所

名 称

代表者名

㊟

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度大分県新型コロナウイルス感染症対応緊急支援事業費補助金 金 円を精算払（概算払）の方法により交付されるよう、大分県新型コロナウイルス感染症対応緊急支援事業費補助金交付要綱第9条の規定により請求します。

補助金振込み口座

振込先銀行名（支店）

口座名義、口座種別、口座番号

第9号様式(第10条関係)

年度大分県新型コロナウイルス感染症対応緊急支援事業実績報告書

番 号  
年 月 日

大分県〇〇振興局長 殿

補助事業者

住 所

名 称

代表者名

㊟

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度大分県新型コロナウイルス感染症対応緊急支援事業について、下記のとおり実施したので、大分県新型コロナウイルス感染症対応緊急支援事業費補助金交付要綱第10条の規定により関係書類を添えて報告します。

記

1 補助事業の効果

2 補助事業完了年月日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 事業実績書(第10号様式)
- (2) 収支精算書(第11号様式)
- (3) 契約書又は見積書の写し
- (4) 財産、成果物及び取組状況等の写真
- (5) 領収書又は請求書の写し
- (6) 財産管理台帳の写し
- (7) 間接補助事業の場合、間接補助事業者が補助事業者に対してする実績報告に関する書類の写し
- (8) その他知事が必要と認める書類



第 10 号様式(第 10 条関係)

事 業 実 績 書

補 助 事 業 者 名	
対 象 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
補助事業の内容	
補助事業の効果	

年度収支精算書

(1) 収入の部

(単位：円)

項 目	予 算 額	精 算 額	増 減 額	備 考
当 該 補 助 金				
市 町 村 補 助 金				
そ の 他				
内 借 入 金				
合 計				

(2) 支出の部

(単位：円)

項 目	予 算 額	精 算 額	増 減 額	備 考
合 計				

第 12 号様式(第 11 条関係)

年度大分県新型コロナウイルス感染症対応緊急支援事業費補助金の額の確定通知書

番 号  
年 月 日

殿

大分県〇〇振興局長

印

年 月 日付け 第 号で提出された 年度大分県新型コロナウイルス感染症対応  
緊急支援事業実績報告書に基づき、 年 月 日付け 第 号による交付決定通知に係る  
補助金の額については、金 円に確定したので、大分県新型コロナウイルス感染  
症対応緊急支援事業費補助金交付要綱第 11 条の規定により通知します。